



# 足立区議会だより

発行/足立区議会 ☎(3880)599(直通)  
ホームページ http://www.gikai-adachi.jp No.203

## 第1回臨時会

R70  
古紙配合率70%  
再生紙を使用しています

### 新しい議会構成決まる!!

#### 議長に田中章雄 議員 就任

#### 副議長に藤崎貞雄 議員 就任

### 平成16年第1回臨時会 会議のあらまし

足立区議会は、5月31日に、平成16年第1回臨時会(会期1日)を開会しました。

### 議長・副議長決まる

鹿浜清議長、忍足和雄副議長の辞職に伴い、議長・副議長選



議長 田中 章雄



副議長 藤崎 貞雄

### 就任のあいさつ

5月31日の第1回臨時会の選挙において、全議員の賛同を得まして、議長、副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、同時にその職責の重大さを痛感しております。

さて、本年2月、北千住駅西口地区市街地再開発事業の完了により、千住ミルデイスが誕生し、この秋には、文化芸術劇場「シアター1010」のこけら落としが予定されており、このことは、北千住の活性化に繋がると大いに期待しております。

ミツクに発展しています。さらに、足立区の進むべき方向を定めた基本構想が本年中には策定されることになっております。この基本構想は、区が効率的で効果的な事業運営に努め、足立区の未来を区民と共に創りあげていくための羅針盤となるものです。区議会といたしまして、行政区のチェック機能としての役割を十分に果たしていくとともに、区民の皆様への信託に応え、行政区の一層の伸展に全力を尽くしてまいります。

### 議員選出監査委員選任に同意

議員選出監査委員、しのはら守宏議員、藤崎貞雄議員の監査委員退任に伴い、後任監査委員として、加藤和明議員、忍足和雄議員の選任同意が区長より求められ、議会はこれに同意しました。

### 農業委員会委員を推薦

議会推薦農業委員、鈴木進議員、長塩英治議員の農業委員の辞任に伴い、後任農業委員として、せめま剛議員、浅古みつひさ議員を推薦しました。

### 特別委員会の報告

今臨時会で、公共財産等活用調査特別委員会、交通網・都市基盤整備調査特別委員会、危機管理対策調査特別委員会が中間報告を行いました。

### 可決した議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例  
印鑑登録申請時の本人確認を厳密に行う必要があるため、規定を整備するもの

### 専決処分した事件の報告及び承認

足立区特別区税条例の一部を改正する条例  
地方税法等の一部を改正する法律が交付されたのに伴い、区税条例を改正するもの

### 損害賠償額の決定

保木間一丁目1番先の国道4

### 足立区議会委員会委員名簿 (平成16年5月31日現在)

委員会名	委員氏名(委員長 副委員長)					
	委員長	副委員長				
常任委員会	総務委員会(定数10名)	濱中健一、島崎一、中島啓子、鈴木けんいち	杉川武雄、征司、川武雄、秋山ひでとし	鴨長英純、下塩さと、藤泉和彦、伊小泉	稔治子、彦し	
	区民環境委員会(定数8名)	うすい浩一、野中治、馬場信男	鹿浜清隆、濱上伯、市川登	鈴木明剛、木崎あきら、藤崎ひであき	あきら雄	
	産業経済委員会(定数8名)	古本重則、橋本三子、かみ	たきがみ、せぬま、渡辺ひであき	きじま、高山延	てるい之	
	厚生委員会(定数8名)	吉岡秀三、鈴木たが直	白渡正輝、石辺修次、浅古みつひさ	くじらい、中尾光治、田松章かつ	大島芳幸、明石幸子	江子
	建設委員会(定数8名)	前野和男、鈴木やすし	しのはら、加藤和明、新井ひで	ふちわき、鴨下啓子、針うすい	美矢みき、お	子
特別委員会	議会運営委員会(定数14名)	鈴木白秋、藤新	中芦大前、島野	武雄江、川和、島野	ふちわき、鴨下啓子、針うすい	子
	公共財産等活用調査特別委員会(定数16名)	芦川武雄、伊藤純幸、さ明松	長中忍、島足、大鈴	英和、島芳、足木	高せぬ、加藤上、た	延和、之剛、明明、隆
	交通網・都市基盤整備調査特別委員会(定数16名)	新橋しづみ、井本ひろみ、の谷みづひ	小白濱三吉、泉石崎好岡	ひろし、正健、すみ	米杉、鴨下、か	やすし、司、稔、い、子
危機管理対策調査特別委員会(定数16名)	渡辺修次、鹿野栄重、古鈴木	秋山ひでとし、鈴木木秀三、藤沼場	渡辺ひでとし、金沢美和、前野直	あき治、光、矢、男、昭		

### 意見の分かれた案件

件名	会派名及び結果
専決処分した事件の報告及び承認(特別区税条例の一部を改正する条例)	足立区議会自由民主党 ○
	足立区議会公明党 ○
	日本共産党足立区議団 ×
	足立区議会民主党 ○
	承認
	結果

(注) 承認 × 不承認

号線において、交差点を右折しよつとした清掃車が、急停車した前方車両に追突し、相手方に損害を与えた賠償の額 55万7千380円の決定

「議員候補者等を含む」からの寄付は、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をもたて禁止されています。

たとえば、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことが禁じられています。

また、個人に対しても、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)をすることも禁じられています。

なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。

区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。